

タイ産マンゴスチンの生果実に関する植物検疫実施細則（平成15年4月25日 14生産第10775号生産局長通知）一部改正新旧対照表
（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）別表2の付表第40のタイ産マンゴスチンの生果実に係る植物検疫の実施については、平成15年4月25日農林水産省告示第721号（以下「告示」という。）に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。 1 消毒施設 告示4の生産地における消毒のための蒸熱処理施設は、次の条件を満たしているものと<u>されている</u>。 (1)～(4)（略） 2 こん包及びこん包場所 (1) こん包 告示6の(1)のこん包に通気孔を設ける場合は、次のいずれかの方法によるものと<u>されている</u>。 ア～ウ（略） (2) こん包場所 告示6の(2)のこん包場所は、次の条件を満たしているものと<u>されている</u>。 ア～ウ（略） 3 保管場所及び保管期間 (1) 告示7の保管場所は、スワンナプーム空港内の施設であって、<u>タイ植物防疫機関</u>が指定する次のいずれかの施設と<u>されている</u>。 ア・イ（略） (2) (1)の保管場所における保管期間は、消毒の日から8日以内とするものと<u>されている</u>。 (3) 保管場所における生果実は、次の場合、<u>タイ植物防疫機関</u>により当該こん包に係る植物検疫証票を<u>まっ消されるものとされている</u>。 ア～エ（略） 4 消毒施設、こん包場所及び保管場所の調査 (1)（略） (2) (1)の調査は、原則として、<u>タイ植物防疫機関</u>が行う日本向けマンゴスチンの生果実の消毒施設、<u>こん包場所</u>及び保管場所の指定のための調査と共同して行うものとする。	植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）別表2の付表第40のタイ王国産マンゴスチンの生果実に係る植物検疫の実施については、平成15年4月25日農林水産省告示第721号（以下「告示」という。）に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。 1 消毒施設 告示4の生産地における消毒のための蒸熱処理施設は、次の条件を満たしているものと<u>する</u>。 (1)～(4)（略） 2 こん包及びこん包場所 (1) こん包 告示6の(1)のこん包に通気孔を設ける場合は、次のいずれかの方法によるものと<u>する</u>。 ア～ウ（略） (2) こん包場所 告示6の(2)のこん包場所は、次の条件を満たしているものと<u>する</u>。 ア～ウ（略） 3 保管場所及び保管期間 (1) 告示7の保管場所は、スワンナプーム空港内の施設であって、<u>タイ王国植物防疫機関</u>が指定する次のいずれかの施設と<u>する</u>。 ア・イ（略） (2) (1)の保管場所における保管期間は、消毒の日から8日以内とするものと<u>する</u>。 (3) 保管場所における生果実は、次の場合、<u>タイ王国植物防疫機関</u>により当該こん包に係る植物検疫証票を<u>まっ消されるものとする</u>。 ア～エ（略） 4 消毒施設、こん包場所及び保管場所の調査 (1)（略） (2) (1)の調査は、原則として、<u>タイ王国植物防疫機関</u>が行う日本向けマンゴスチンの生果実の消毒施設、<u>こん包場所</u>及び保管場所の指定のための調査と共同して行うものとする。

5 検査及び消毒の実施の確認

(1) 消毒の実施の確認

告示5の消毒の実施の確認は、次により、原則として、タイ植物防疫機関と共同して行うものとする。

ア～ウ (略)

(2) 輸出検査の確認

ア 告示5の検査の確認は、原則として、マンゴスチンの生果実のこん包数の5パーセント以上についてタイ植物防疫機関が行う検査に立ち会い、検疫有害動植物、特にミカンコミバエ種群がないことを確認することをもって行うものとする。

イ アの検査の確認の結果、ミカンコミバエ種群が発見されたときは、ミカンコミバエ種群が付着した原因についてタイ植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは、それ以後の消毒の確認を行わないものとする。

ウ (略)

エ ウの確認を行った生果実が航空携行手荷物として輸送される場合には、植物検疫証明書又は次の様式による植物検疫証票を各こん包の表面にちょう付させるものとされている。

Phytosanitary certificate Label For Mangosteen
Master certificate No.
Package No.
Date of disinfection
Certified by
(Thai inspector)
Certified by
(Japanese inspector)

オ (略)

(3) 確認業務

(1) 及び (2) の確認業務は、原則としてタイ植物防疫機関により行われる検査及び消毒の確認と共同して行うものとする。

6 航空携行手荷物の保管状況の確認

(1) 植物防疫官は、航空携行手荷物の保管状況について、タイ植物防疫機関と共同して次の事項につき確認するものとする。

ア～エ (略)

(2) ・ (3) (略)

7 表示

(1) 告示9の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとされている。

5 検査及び消毒の実施の確認

(1) 消毒の実施の確認

告示5の消毒の実施の確認は、次により、原則として、タイ王国植物防疫機関と共同して行うものとする。

ア～ウ (略)

(2) 輸出検査の確認

ア 告示5の検査の確認は、原則として、マンゴスチンの生果実のこん包数の5パーセント以上についてタイ王国植物防疫機関が行う検査に立ち会い、検疫有害動植物、特にミカンコミバエ種群がないことを確認することをもって行うものとする。

イ アの検査の確認の結果、ミカンコミバエ種群が発見されたときは、ミカンコミバエ種群が付着した原因についてタイ王国植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは、それ以後の消毒の確認を行わないものとする。

ウ (略)

エ ウの確認を行った生果実が航空携行手荷物として輸送される場合には、植物検疫証明書又は次の様式による植物検疫証票を各こん包の表面にちょう付させるものとする。

Phytosanitary certificate Label For Mangosteen
Master certificate No.
Package No.
Date of disinfection
Certified by
(Thai inspector)
Certified by
(Japanese inspector)

オ (略)

(3) 確認業務

(1) 及び (2) の確認業務は、原則としてタイ王国植物防疫機関により行われる検査及び消毒の確認と共同して行うものとする。

6 航空携行手荷物の保管状況の確認

(1) 植物防疫官は、航空携行手荷物の保管状況について、タイ王国植物防疫機関と共同して次の事項につき確認するものとする。

ア～エ (略)

(2) ・ (3) (略)

7 表示

(1) 告示9の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。

ア 輸出植物検疫終了の表示
(ア)

(イ)



(ウ)



イ (略)

(2) 航空携行手荷物のこん包の表示には、次の内容を含む日本語・タイ語及び英語の注意書きを表示させるものとされている。

ア・イ (略)

8 輸入検査

(1) ・ (2) (略)

(3) 植物防疫官は、植物検疫証明書又は植物検疫証票が添付されていない場合、告示5の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示6の(3)の封印がなされていない場合、告示9の表示がなされていない場合又はこん包が破損され、若しくは開ひされている場合には、当該生果実の廃棄又は返送を指示するものとする。

(4) (略)

(5) 植物防疫官は、ミカンコミバエ種群が発見された場合は、次により措置するものとする。

ア 当該荷口全量の廃棄又は返送を指示すること。

イ ミカンコミバエ種群が付着した原因についてタイ植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは、それ以後の輸入検査を中止すること。

ア 輸出植物検疫終了の表示



又は



イ (略)

(2) 航空携行手荷物のこん包の表示には、次の内容を含む日本語・タイ語及び英語の注意書きを表示させるものとする。

ア・イ (略)

8 輸入検査

(1) ・ (2) (略)

(3) 植物防疫官は、植物検疫証明書又は植物検疫証票が添付されていない場合、告示5の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示6の(3)の封印がなされていない場合、告示9の表示がなされていない場合又はこん包が破損され、若しくは開ひされている場合には、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。

(4) (略)

(5) 植物防疫官は、ミカンコミバエ種群が発見された場合は、次により措置するものとする。

ア 当該荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。

イ ミカンコミバエ種群が付着した原因についてタイ王国植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは、それ以後の輸入検査を中止すること。